

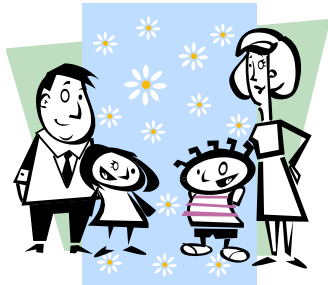
FP 相続新聞

【相続貧乏にならないために】

2次相続で損をしないために！

平成26年 12月号

亡くなった人の配偶者は、法定相続分まで、又は1億6000万円までの遺産を相続しても相続税が課税されません。しかし、最初の相続（第1次相続）に続いて、その配偶者の相続（第2次相続）が連続して発生した場合、又は発生しそうな時は、



納税額を減らすためには、配偶者がこの制度を利用するかどうかを含めて、どのような遺産をいくら相続したらよいか、第1次相続及び第2次相続を通算して考える必要があります。

(1) 短い間に相続が2回以上も起きると、税負担が大変重くなります（第2次相続は相続人が一人減るわけですから余計税負担率が大きくなります）そこで、税軽減策として、続けて相続があった場合2回目の相続（第2次相続）では第1次相続で支払った相続税の一部を差し引くことができる「相次相続控除」という制度が設けられています。この控除額は、第1次相続から10年を限度として、最初の1年間に相次いで相続が起きた場合にはほぼ全額を差し引くことができ、その後は1年経過毎に1割ずつ控除金額が少なくなっていく。従って、第2次相続までが短期間であると見込まれる場合、第1次相続時にあえて配偶者の税額控除を受けず（適用を受けるかどうかは任意です）納税する方が、第2次と通算すると有利な場合があります。

(2) 小規模宅地等の特例（居住用宅地：

80%減額、貸付用事業用地：50%減額、特定事業用地：80%減額）の適用を受ける場合には、配偶者が相続した宅地等には適用しないようにしたほうが、第2次相続までの通算相続税負担が大きく軽減されることがあります。

(3) 相続後に相続税評価額が下がる財産を配偶者が相続するようにします。例えばオーナー経営者に相続が発生し、死亡退職金を支払うと、取引相場の無い株式の評価額は下がることとなりますので、配偶者が相続し、そのあと後継者へ贈与又は譲渡するなどの方法によって移転するようにします。

(4) 貸家などの収益物件、及び資産価値が上昇しそうな不動産は配偶者が相続しないようにします。

(5) 配偶者が相続せず、出来るだけ子に引き継がせたほうが、トータルの納税額は少なくなります。しかし、配偶者の気持ちを考え、配偶者がより多く相続をした場合の第2次相続対策の例として①不動産の相続税評価額はおよそ6割程度にはなりませんので、将来値崩れしにくい一等地のマンション等を購入、場合によっては賃貸して毎月の賃料収入を稼ぐこともできます。

②子のマイホームを配偶者が買い上げることも有効です。代金相当額の預貯金が自動的に子に移転されていきますし、取得したマイホームの相続税評価額も6割程度になり、更に、子が配偶者に家賃を支払うことによって「貸家宅地の特例」が適用され50%の評価減になります。

③相続税の基礎控除後の相続財産が1000万円超の税率が15%～55%ですので、基礎控除額年110万円を超えた（来年からは520万円までなら実質10%課税）子、孫への生前贈与を行うことによって相続税納税額を下げることができます。